

## 令和6年度桜川市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度桜川市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月15日専決

桜川市長 大塚 秀喜

第 1 表 債務負担行為補正

1 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
通学バス運行委託料（小学校分）	令和7年度から 令和9年度まで	163,224	令和6年度から 令和9年度まで	163,224
通学バス運行委託料（義務教育学校分）	令和7年度から 令和9年度まで	156,387	令和6年度から 令和9年度まで	156,387